

# 一戸建て等石綿含有建材調査者試験問題（E）

## 第1章

問題1. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物の所有者からの情報の入手と、併せて図面等の調査を行う。
- ② 建築物を調査して石綿有無の判断を行う。
- ③ 判断できない場合は、分析用試料の採取と分析機関への分析依頼を行う。
- ④ 調査結果報告書の分析機関への作成依頼を行う。

問題2. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合でも、報告書の作成は必要である。
- ② 小規模な建築物の場合でも、複数の調査手順を同時に進めてはならない。
- ③ 近年、国内において建築物の長寿命化とストック活用の必要性が高まり、中古の建築物の流通を活性化しようという取り組みがなされており、調査者による建築物石綿含有建材調査の結果は、今後の中古の建築物の取引などの際にも重要になる。
- ④ 石綿含有建材の調査の種別は、調査の目的により「改修の事前調査」「解体の事前調査」「維持管理のための建築物調査」の3種別である。

問題3. 石綿の法令に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 1975（昭和50）年に、石綿を10重量%を超えて含有する吹付け作業が原則禁止された。
- ② 1995（平成7）年の改正では、石綿を1重量%を超えて含有する吹付け作業が原則禁止された。
- ③ 2005（平成17）年には石綿障害予防規則が制定され、原則禁止であった石綿の吹付け作業が全面禁止になった。
- ④ 2004（平成16）年、建材等について石綿を1重量%を超えて含有する製品の製造・販売が禁止された。

**問題4. 石綿の定義等に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 石綿とは自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち、繊維状を呈している物質である。「アクリノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト」の6種類の鉱物を石綿（アスベスト）と総称している。
- ② クロシドライト（青石綿）は吹付け石綿として使用された石綿であり、極めて優れた物性を有し、発がん性などの有害性も低い。
- ③ 建築物調査は6種類の石綿を対象として行うべきであり、厚生労働省から6種類すべての分析を徹底する旨の通知が出されている。
- ④ 石綿含有建材の種類は、石綿含有吹付け材（レベル1）石綿含有保温材等（レベル2）石綿含有成形板等（レベル3）及び石綿含有仕上塗材である。

**問題5. 石綿による疾病に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 石綿を吸入して生じる疾患としては、石綿肺、肺がん、中皮腫、その他の胸膜疾患がある。それらを総称して石綿関連呼吸器疾患と呼んでいる。
- ② 石綿肺は、石綿ばく露によってのみ生じるじん肺の一種である。
- ③ 石綿肺は石綿粉じんの少量の吸引によって起こるびまん性間質性肺線維症（肺が弾力性を失い硬くなる）であり、石綿肺に対する根治療法はない。
- ④ 石綿ばく露から中皮腫発症までの潜伏期間は30年から50年で平均40年弱である。

**問題6. 石綿による疾病及び石綿の環境濃度に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 石綿累積ばく露量（石綿濃度×石綿ばく露期間）と、石綿関連疾患の発症には相関がある。
- ② 石綿含有建材の切断や加工・清掃作業時は、大気中の石綿濃度が、数100f/mL～数1,000f/mLの中等度の石綿濃度が多かったことが報告されている。
- ③ 一般大気中の石綿濃度（総繊維数濃度）は、国内測定では0.1f/L～0.3f/Lという値が得られている。
- ④ 石綿を取り扱う工場等の敷地境界における石綿粉じん濃度については1989（平成元）年に大気汚染防止法において10f/Lが定められている。この濃度基準は、一般環境における基準値ではないことに注意する。

## 第2章

問題7. 大気汚染防止法に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 2020（令和2）年の大気汚染防止法施行令の改正で、規制の対象となる特定建築材料（石綿を飛散させる原因となる建築材料）に「石綿含有成形板等」、「石綿含有仕上塗材」が追加された。
- ② 書面調査によって、2006（平成18）年9月1日以降に新築着工した建築物であることが明らかとなった場合は、目視調査は不要である。
- ③ 大気汚染防止法では、事前調査に関する記録は、解体工事を開始した日から3年間となっている。
- ④ 解体工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果を表示した掲示板の設置が必要である。

問題8. 建築基準法や石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法では、建築物の増改築時には、原則として石綿の除去が免除されている。
- ② 一戸建て住宅や木造住宅については、飛散性の高い吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウールの使用は少ない。
- ③ 建築時期の古い建築物や未成年者が長く滞在する建築物、災害時に緊急利用する建築物等は、優先的な調査対象である。
- ④ 建築物石綿含有建材調査結果は、その建築物に関する維持管理等の考え方に影響する。

問題9. リスクコミュニケーションや調査者の職責について、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿繊維の飛散に起因する健康障害を起こすリスクは、建物の維持管理や解体・改修工事の作業員だけでなく、建物の一般的利用者にも影響を及ぼすが、これらの関係者とのリスクコミュニケーションの意義は小さい。
- ② 石綿の飛散防止に関するリスクコミュニケーションについては、環境省が公表したガイドラインに沿って、周辺住民等に対しても実施されるべきである。
- ③ 調査者は、解体・改修時や通常の建築物使用時において、その建築物に使用されているすべての建材を調査し、石綿使用の有無を判定する必要がある。
- ④ 調査者の職責は、依頼された調査範囲における限定された責務であるが、調査漏れのないように十分に注意する必要がある。

**問題 10. 石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 調査者は判断が困難な場合は、適切な試料採取と精確な分析評価を実施しなければならない。推測による結論は厳に慎まなければならない。
- ② 建築物の調査結果は、解体・改修工事の施工方法や、その後の建築物の利活用の方法に影響するが、不動産価値評価には影響しない。
- ③ 石綿が含まれていないにもかかわらず、使用されていると判断すれば、不必要な不安や解体・改修工事及び維持管理費用が発生する。
- ④ 石綿含有建材調査に見落としがあれば、建築物利用時の飛散リスクを放置することになり、ばく露被害の拡大に繋がる。解体・改修工事においては飛散事故を引き起こす。

**問題 11. 石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 調査者は、国内外の対策方法や除去工法の種類、調査した建築物に最も適した措置の助言もできることが望ましい。
- ② 調査者は、建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになる。調査活動を通じて得た情報の機密保持義務がある。
- ③ 建築物の調査は、中立性をもって実施しなければならない。
- ④ 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、石綿無含有とみなすことが基本となる。

## 第3章

**問題 12. 一戸建て住宅等に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 「一戸建住宅等」とは、一戸建ての専用住宅及び共同住宅（長屋を含む。）の住戸の内部をいう。
- ② 共同住宅の住戸の内部は、一戸建て等石綿含有建材調査者の調査範囲に含むものとする。
- ③ 防火性能を有する木造住宅は、柱・梁などの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングなどが使用されているほか、石綿含有建材などの防火性能を有する材料が幅広く使われている。
- ④ 一戸建て住宅の鉄骨造（S造）で用いられる鋼材に、石綿、モルタルなどの材料が周囲に取り付けられている例はない。

**問題 13. 石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 調査対象建築物がどのような建物であるかを把握するために建築図面を調査するが、建築図面に記載された石綿建材はそのまま使用されていることが確実である。
- ② 建築図面から石綿含有建材の記載個所を効率的に見つけるため、建築基準法の防火規制に着目する方法がある。
- ③ 建築基準法上、台所・浴室など火を使用する設備・器具を用いる場合等、壁・天井などが「内装制限」を受け、石綿を含有した不燃材料、準不燃材料、難燃材料が使用された。
- ④ 防火地域の建物の外装で、延焼防止の目的で使用されたレベル3の石綿含有建材は、窯業系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第1種、スレートボード、スラグ石膏板等である。

**問題 14. 石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 軽微な場合を含め、解体・改修工事に際しては、的確に石綿含有建材の使用状況などを調査し、含有されていないことが確認された場合以外は、適切な飛散やばく露防止措置を講じ、発生する廃棄物を適正に処理することが求められる。
- ② 解体・改修時の事前調査では、吹付け材（レベル1）及び保温材・耐火被覆材・断熱材（レベル2）を調査対象とし、その他の石綿含有建材（レベル3）等は調査対象としない。
- ③ 石綿輸入量の93%は、レベル3と呼ばれる石綿含有建材の原料として使用されている。
- ④ 石綿障害予防規則第3条において、石綿が使用されていると見なして対策を講ずる場合、分析調査の必要がないとする「みなし石綿含有」として対処することが認められている。

**問題 15. 石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 石綿の含有の有無が不明である場合に、石綿を「みなし」とするか、分析まで行うかについては、法的に制約はなく、事業者が選択することになる。
- ② 建築用仕上塗材は、吹付け材と称されていた時期もあるが、内外装用の表面仕上げ材に使用される塗装、又は左官材料である。
- ③ 図面は石綿含有建材の情報を網羅しているわけではなく、図面からの情報のみによって石綿含有建材の利用の状況判断をしてはならない。
- ④ レベル3の石綿含有建材は建築物の内側に使用されることが多いので、外部仕上表の確認は不要である。

**問題 16. 石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 石綿を含有する建材の最新情報については、国土交通省と経済産業省が共同で情報開示している石綿（アスベスト）含有建材データベース（以下、「データベース」という。）を活用できる。
- ② 検索した建材（商品）がデータベースに無い場合には、石綿なしと判断してさしつかえない。
- ③ 網羅的調査を行うため、解体・改修を行う部位の全ての建材について、「整合性の確認表（ワークシート）」等を使い竣工図書と現地の部屋の建材を比較確認する。
- ④ 建築図面が無い場合は、目視調査に記録用紙を持参し、各階を目視し、各階の概略平面図を作成する。写真を撮影しておくことも報告書作成の際に有効である。

## 第4章

**問題 17. 石綿含有建材の目視調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 解体・改修工事の事前調査では、解体や改修を行う全ての建材が調査の対象であり、内装や下地材の内側などの確認のため、建材の取外しを行う。
- ② 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。書面は郵送で済ませるのが望ましい。
- ③ 試料採取時は石綿が飛散する恐れがあるので、防じんマスクは、半面形面体を持つ取替え式防じんマスク（RS3 又は RL3）と同等以上の性能を有する呼吸用保護具を用いる。
- ④ 現場が高所の場合には脚立などを用いる他、現地の状況を予測した用品の準備を行う。

**問題 18. 一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 石綿含有スレートボードは4種類あるが、判別が難しいので、調査においてはスレートボードとしてまとめてよい。2004（平成16年）年9月までは、多くが石綿を使用していた。
- ② 石綿含有けい酸カルシウム板第1種は、軒天材とその関連部材、準防火地域での軒裏などに使用されている。
- ③ ユニットバス等の製品の下地に石綿含有スレートボードが使用された例はない。
- ④ 石綿含有吹付けバーミキュライト（レベル1）が一戸建て住宅の外壁化粧吹付けや、居室や台所の天井に使用された例がある。

**問題 19. 目視調査の実施要領に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 調査には迅速性が必要だが、同一パターンの部屋だからといって、他の部屋の試料を多めに採取して、それを小分けして他の部屋の分とするといったことは行ってはならない。
- ② 目視調査における最大の留意点は調査ミスをしていないことであり、調査ミスの最大の要因は調査漏れである。疑いの目を持って調査に臨む。
- ③ 目視による調査とは、単に外観を見ることだけでなく、分析により確認する石綿含有建材の有無について調査を行うことである。
- ④ 増築や改修を行った場所を見落とさないためには、建築物の所有者や利用者などへのヒアリングが重要となる。

**問題 20. 目視調査の留意点、石綿含有の判断に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 調査者は、石綿含有建材の存在する場所に入って建材製品を採取する際には、自らの石綿ばく露防止対策とともに、周囲への石綿飛散防止対策に努めなければならない。
- ② レベル1の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断はできない。過去の記録などで「石綿あり」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。
- ③ 製品の裏面に「無石綿」の表示があれば、石綿含有なしと判断することができる。
- ④ 調査においては、異なる建材を同一の建材と判断しないようにすることが重要なポイントの1つとなる。

**問題 21. 石綿含有の試料採取、分析に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 耐火被覆材には、耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第2種、耐火塗り材がある。吹付け材を除く耐火被覆材は各階の梁、柱全体を施工範囲とする。
- ② 成形板の構造部材であればフロア単位ごとに、建築物内設備機器に使用の部材であれば、その設備機器単位ごとに採取する。
- ③ 石綿含有の分析方法には、石綿の形状について調べる「定性分析」と、石綿がどの程度含まれているかを調べる「定量分析」がある。
- ④ 分析結果は現地調査総括票に記入するが、分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領したら、調査者は速やかにチェックを行う必要がある。「分析機関から送られてきた結果には間違いがない」と思い込むのは危険である。

## 第5章

問題 22. 調査報告書の作成に関する下記の記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 解体・改修のための事前調査で石綿含有建材がある場合は、関係法令に基づく届け出や飛散防止措置を行ったうえで、解体・改修工事を行う。
- ② 石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す。
- ③ 所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合、「竣工図・仕上表・矩計図」に○をする。その他の図面の場合は、具体的な名称を記載する。
- ④ 調査の概要欄には本調査を主体的に行ったものと、補助したものの名前を併記する。

問題 23. 調査報告書の作成に関する下記の記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査結果の各部屋の記載は調査できなかった部屋も含めて全部屋について記載する。
- ② 今回調査箇所の階は必ず記入すること、一戸建て住宅の平屋の場合も1階と記入する。
- ③ 試料採取不可能な箇所・調査できなかった理由は、調査報告書に詳細を記す。
- ④ 調査後に解体を予定している建物について、調査結果を基に「調査者からの今後の維持・管理のためのアドバイス」を総合的に判断して記入する。

問題 24. 石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建物正面は化粧仕上げとなるケースが多いので、サイディングやセメント板に石綿が含まれてないかを注意して観察記入する。
- ② 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称ではなく、正式名称を記載する。
- ③ 試料分析で、調査者の目視推定と分析機関からの結果とが乖離している場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握する。
- ④ 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿含有の有無にかかわらずその結果を記録し、写しを作業場に備え付ける。

**問題 25. 調査結果の報告に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。**

- ① 作成された事前調査結果の報告は、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の定めにより、元請事業者等は、調査の目的を踏まえた上で、当該調査の依頼者に書面で報告する。
- ② 建築物の所有者等には、大気汚染防止法の定めにより、事前調査結果に基づいて作成された特定粉じん排出等作業届出の義務が生じる。
- ③ 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査に必要な情報を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- ④ 事前調査の記録の結果は、建築物の所有者にも法律上の保管義務があり、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去等の工事が終了するまでではなく、施工者と同様に3年間保存しなければならない。